

## いしかわ農村ボランティア「農村役立ち隊」規約

### (名称)

第1 この活動組織の名称は、農村役立ち隊とする。

### (目的)

第2 過疎化・高齢化の著しい進行により人材の確保が困難となっている県内中山間地域において、集落・地区が行う活動を支援するとともに、これらの活動を通じて都市と中山間地域との交流を推進することにより、中山間地域の維持・活性化を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第3 活動内容は、次の活動とする。

- (1) 中山間地域の集落・地区が協働で行う各種作業等に対するボランティア活動
- (2) 中山間地域が行う地域活性化のための活動に対する支援
- (3) 中山間地域の住民との交流活動
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

2 活動内容は、中山間地域の集落・地区から依頼のあった活動とし、活動への参加は、農村役立ち隊の登録者の自主的な判断により決定するものとする。

3 農村役立ち隊の活動は、中山間地域の活性化等に貢献する活動であって、原則として無償で行うものとする。

### (隊員)

第4 農村役立ち隊員は、第2の目的に賛同し、第3の活動内容への参加の意思表示を行った者をもって構成する。

2 農村役立ち隊員への登録は、別に定める農村役立ち隊登録申込書により手続きを行うものとし、農村役立ち隊からの脱退は自由意思によるものとする。

### (運営)

第5 農村役立ち隊の運営は、県が行うものとし、その事務局は里山振興室が担当する。

### (その他)

第6 この規約に定めるもののほか、農村役立ち隊に関する必要な事項は事務局が定める。

### 附則

この規約は、平成22年5月10日より施行する。

### 改正

この規約は、平成26年4月8日より施行する。